平成２７年（再イ）第４５３号
東京都葛飾区立石５―27―12―105
再生債務者　眞田　　宝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年12月15日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第１６４号
横浜市神奈川区白幡南町19番１―204号
再生債務者　井上智恵子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年12月17日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第２７号
相模原市中央区すすきの町41番５―406号
再生債務者　菊地　健太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年12月16日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（再イ）第３２号
滋賀県草津市東矢倉１丁目２番11号　アセンブル　203号
再生債務者　寿ハウスこと　川邊　浩史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年12月17日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２７年（再イ）第１３６号
北海道石狩郡当別町太美南1503番地83
再生債務者　志田　　薫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年12月17日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第１６４号
札幌市豊平区平岸４条８丁目７番６―701号
再生債務者　小野　敦史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年12月17日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第１１号
新潟県長岡市川口牛ケ島1133番地
再生債務者　保科佐智子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年12月17日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２７年（再イ）第４号
滋賀県米原市高溝213番地５
再生債務者　山田　直生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年12月17日
大津地方裁判所長浜支部個人再生係

平成２７年（再イ）第１６号
愛媛県新居浜市松神子１丁目６番39号
再生債務者　曽我部和久
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年12月17日　松山地方裁判所西条支部

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 28 年１月７日
東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑶⑮イ㈠のうち、「平成28年３月31日」を「平成29年３月31日」に改める。
１．⑶⑮イ㈡のうち、「平成28年４月13日」を「平成29年４月13日」に改める。
１．⑶⑮チを次のとおり改める。
チ　南房総フリーパス
㈠　割引をする自動車
㈡に定める期間のうち連続する最大２日間に、㈢に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。
㈡　割引を適用した後の料金の額
本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

車　　種	料金の合計額
軽自動車等	2,400円
普通車	3,000円

㈡　実施する期間
平成28年１月８日から同年３月28日まで。
㈢　適用区間
館山自動車道の市原インターチェンジから富津竹岡インターチェンジまでの区間、富津館山道路の全区間及び東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジから市原鶴舞インターチェンジまでの区間。
㈣　割引相互間の適用関係
本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。
１．⑶⑮ヲの次に次のとおり加える。
ワ　　北海道観光ふりーぱす
㈠　割引をする自動車
㈡に定める期間のうち連続する最大４日間、５日間又は６日間に、㈢に定める区間を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。